8・9　（略）

（削る。）

10～12　（略）

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官四人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

2～9　（略）

（削る。）

10～12　（略）

（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）

第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。

2～5　（略）

（削る。）

6・7　（略）

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官三人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～8　（略）

（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官）

第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、養殖国際専門官、陸上養殖専門官及び内水面養殖企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

（削る。）

5・6　（略）

7　内水面養殖企画官は、内水面養殖に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（海業振興室並びに計画官、海業調整官及び漁港水面施設運営権登録官）

第五百四十三条　計画・海業政策課に、海業振興室並びに計画官四人、海業調整官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

9・10　（略）

11　国際漁業管理官は、我が国周辺の水域における外国漁船の操業による我が国漁業者への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

12～14　（略）

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。

2～9　（略）

10　国際訟務官は、漁業に関する国際協定に係る訴訟に関する事務を行う。

11～13　（略）

（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）

第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。

2～5　（略）

6　情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

7・8　（略）

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官四人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～8　（略）

（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官）

第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　栽培養殖復旧専門官は、栽培漁業及び養殖業の用に供する施設に関する災害復旧事業及びこれらの漁業の経営の再建に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6・7　（略）

（新設）

（計画官、漁港防災・衛生管理専門官、海業調整官及び漁港水面施設運営権登録官）

第五百四十三条　計画・海業政策課に、計画官四人、漁港防災・衛生管理専門官一人、海業調整官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。